

介護保険制度 改正概要

平成27年度 介護保険制度改正のポイント

- 1 平成27年4月から 介護保険サービスを利用したときの、利用者負担が変わりました
- 2 平成27年4月から 介護保険料が変わりました
- 3 平成27年4月から 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わりました
- 4 平成27年4月から 多床室の居住費と負担限度額が変わりました
- 5 平成27年8月から 一定以上所得者は利用者負担が2割になります
- 6 平成27年8月から 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります
- 7 平成27年8月から 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります
- 8 平成27年8月から 特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります
- 9 平成29年4月までに 要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります
- 10 平成28年4月から 地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が追加されます
- 11 平成27年4月から 複合型サービスの名称が変わりました

介護保険制度のここが変わります！

1 平成27年4月から
介護保険サービスを利用したときの、利用者負担が変わりました
 介護報酬改定にともなって、**介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。**

2 平成27年4月から
介護保険料が変わりました

● **第6期今治市の介護保険料**

所得段階	対象となる方	基準額	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	68,600円 (年額) 5,718円 (月額)	×0.45	30,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方		×0.75	51,500円
第3段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方		×0.75	51,500円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税を課税されている方がいる 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		×0.9	61,800円
第5段階	第4段階以外の方		基準額	68,600円
第6段階	本人が住民税課税 前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.2	82,300円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方		×1.3	89,200円
第8段階	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方		×1.5	102,900円
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上の方		×1.7	116,600円

3 平成27年4月から
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わりました

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となりました。

ただし、すでに入所している要介護1・2の人(要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む)や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などの場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する場合も、新規入所は原則として要介護3以上の人となります。

4 平成27年4月から
多床室の居住費と負担限度額が変わりました

施設サービスを利用したときの、**多床室の居住費(基準費用額)が320円から370円に変わりました**(平成27年8月から、介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円に変わります)。また、低所得の人が多床室を利用した場合の**負担限度額も変わりました。**

◆ **負担限度額(1日あたり)**

利用者負担段階		多床室
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	370円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階2段階以外の人	370円

5

平成27年8月から

一定以上所得者は利用者負担が2割になります

一定以上所得者(本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上)がサービスを利用したときの利用者負担が、**1割から2割になります**。

介護保険負担割合証が発行されます

要支援、要介護の認定を受けた人に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

6

平成27年8月から

高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分(所得などに応じた区分)に、「**現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の人)がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上**」を新設し、上限額を設定します。申請する際は、市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

◆利用者負担の上限(1か月)

平成27年7月までの所得での段階区分

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●一般	37,200円
●住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

平成27年8月からの所得での段階区分

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
● 現役並み所得者	44,400円
●一般	37,200円
●住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

7

平成27年8月から

高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担(それぞれサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます(70歳未満の人のみ変更されます)。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人	
	平成26年8月～平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税世帯非課税	34万円	34万円

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。 ●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

8

平成27年8月から

特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります

①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

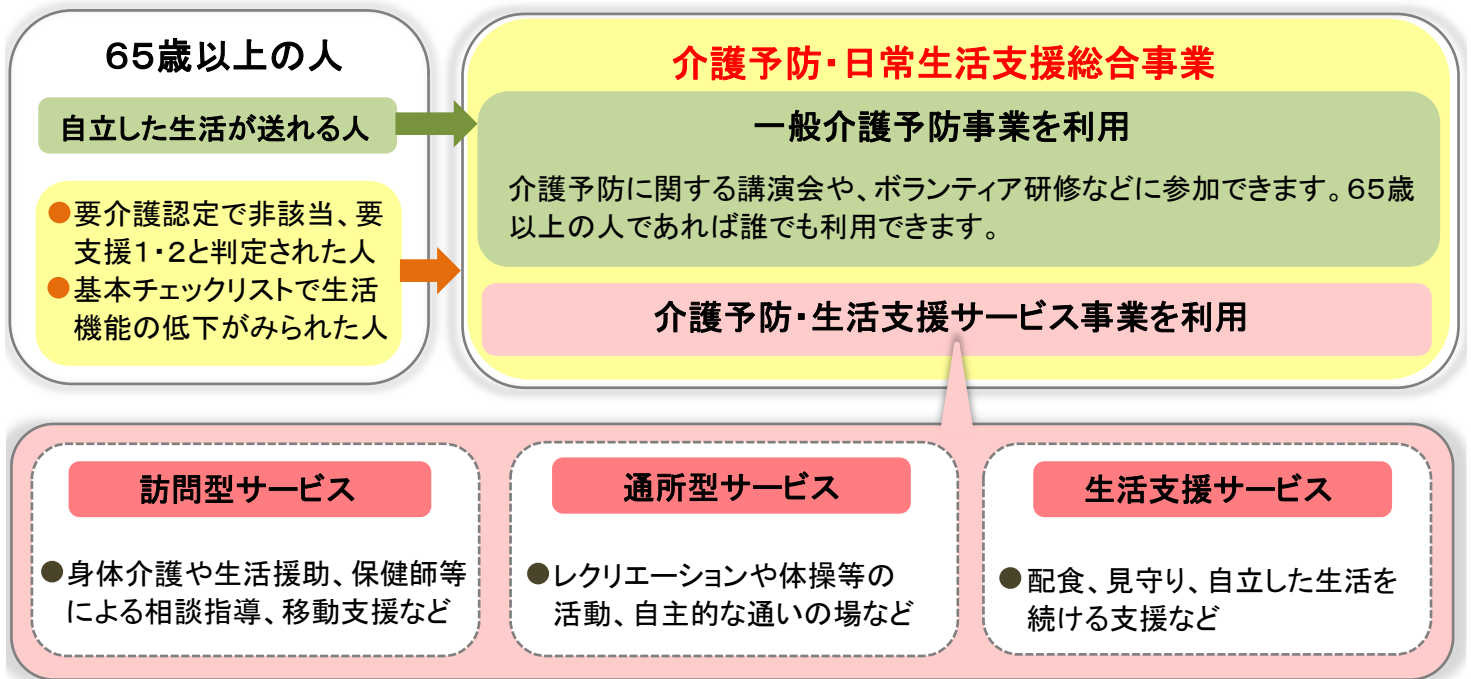
- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合

9

平成29年4月までに

要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります

これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所介護は「通所型サービス」とサービス名が変わり、市区町村が行う「**介護予防・日常生活支援総合事業**」へ移行します。「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となるのは、要介護認定で要支援1・2、非該当と判定された人、要介護状態となるおそれの高い人ですが、65歳以上であれば誰でも利用できるサービスもあります。



10

平成28年4月から

地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が追加されます

定員が18人以下の小規模な通所介護が、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスへ移ります。

11

平成27年4月から

複合型サービスの名称が変わりました

地域密着型サービスで提供している「複合型サービス」の名称が、「**看護小規模多機能型居宅介護**」に変わりました。